

3 教員組織

[現状の説明] (「評価の視点」3-1 から 3-19)

(専任教員数)

3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名)を遵守しているか(「告示第 53 号」第 1 条第 1 項)。

本研究科の一学年の入学定員は 35 名、総収容定員数は 105 名である。専任教員数は 15 名となっているので、法令上の基準を上回っている(なお、2012 年 10 月 1 日付けで特任教員 1 名(古田佑紀特任教授)を新たに採用したので、同日現在の教員数は 16 名である。また、2013 年 3 月 31 日付けの矢口俊昭教授の退職が承認済みであるが、その後任として、同年 4 月 1 日付けで特任教員 1 名(岩間昭道特任教授)を採用することが決定している)。

3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで「専門職」附則 2 が適用される。)

本学大学院学則第 4 条により、本研究科には専門職学位課程として法務専攻のみが置かれ、専任教員は法務専攻に限り専任教員として扱われている。「専門職」附則 2 の適用により、3 名が法学部の専任教員の必要数に算入されているが、田口勉教授の兼任解消人事として、2012 年 10 月 1 日付けで民法の専任教員 1 名(角田光隆教授)を採用したので、同日以降の「専門職」附則 2 適用教員は 2 名となった。

3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第 53 号」第 1 条第 6 項)。

本研究科の専任教員総数とその内訳は次のとおりであり、教授が 13 名いる。したがって、法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されている。

		専任教員数		
		教授	准教授	計
内 訳	専任教員	7	1	8
	専任(兼任)教員	2	1	3
	実務家専任教員	1	0	1
	実務家みなし教員	3	0	3
合計		13	2	15

(専任教員としての能力)

3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (「専門職」第 5 条)

専任教員のうち研究者教員 11 名に関しては、いずれも 5 年以上の教育経験を有し、担当科目を中心とする当該分野について概ね最近 5 年間の研究業績があり、「専門職」第 5 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

実務家教員 4 名に関しては、法律基本科目を研究者教員と共同して担当する場合(「公法演習 II」、「民事法演習 I・II・III・IV・V・VI」、「民事法総合演習 I・II」、「刑事法演習 I・II」)におけるその担当部分、展開・先端科目を担当する場合におけるその担当科目(「中小企業法」、「少年法」、「消費者法」、「金融法」)について、関連する研究業績又は職務上の経歴・実績を有しており、また実務科目を担当する場合におけるその担当科目(「法曹倫理」、「民事実務」、「刑事実務」、「要件事実論」等)は実務経験と深く関連しており、いずれも「専門職」第 5 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

(添付資料 3-1「教育職員任用規程」、添付資料 3-4「専門職大学院実務家教員任用規程」、添付資料 3-12「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ(2005 年 9 月 28 日、2005 年度第 6 回法務研究科委員会承認)」)

(実務家教員)

3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。

法令上必要とされる専任教員数12名の3割強にあたる4名が実務家教員であるが、いずれも5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有している。

(専任教員の分野構成、科目配置)

3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。

一学年の入学定員が35名の本研究科における法律基本科目についての必要教員数と実員数は次のとおりである。

なお、前回の認証評価受審時において、刑事訴訟法を担当する専任教員が配置されていないことにつき「勧告」を受けたが、すでに改善済みであり、追評価時に確認されている。

	憲法	行政法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴
必要教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	1	1	3	1	1	1	1

3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。

現状は次のとおりであり、法律基本科目の92.3%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の30.5%は、専任教員が担当している。

		法律基本科目	実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
内 訳	専任教員	40.6	4.4	1.0	10.3
	兼任教員	3.0	0.0	6.0	3.7
	非常勤講師	0.4	3.6	1.0	15.0
	合計	44.0	8.0	8.0	29.0

3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。

実務基礎科目のうち、主要なものとして、「法曹倫理」は中村俊規教授(弁護士)、「民事実務」は澤田久代教授(弁護士)、「刑事実務」は仁平正夫教授(弁護士、元裁判官)が担当しているが、いずれも実務経験を有する教員である。

(専任教員の構成)

3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。

現状は次のとおりであり、著しく偏ったものとはなっていない。

	70歳~61歳	60歳~51歳	50歳~41歳	40歳~31歳	計
教授	4	5	4	0	13
准教授	0	0	2	0	2
合計	4	5	6	0	15

3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。

現状は次のとおりである。

なお、前回の認証評価受審時において、女性教員の積極的採用について「助言」を受けているが、下表のとおり改善を図っている。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

	専任
男	14(93%)
女	1(7%)
合計	15

(専任教員の後継者の補充等)

3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。

研究者教員については、後継者の養成・補充という視点を入れて、兼任教員や非常勤講師の人選を行っている。なお、本研究科在学生が修了後に研究者を志す場合に備えて、2013年度より「研究論文指導Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)の科目を新設することとした。

また、実務家教員については、横浜弁護士会法科大学院支援委員会との間で協議の場を持ち、後任の実務家教員の選定に当たっては、組織的な後継者の養成・補充という観点から同弁護士会に推薦を依頼しているほか、非常勤講師を実務家に委嘱する際にも後継者養成という視点を組み入れてこれを行っている。

(教員の募集・任免・昇格)

3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。

1 専任の研究者教員

専任の研究者教員の募集は、本学「教育職員任用規程」に基づき、公募の方法で行われる。応募者の選考は、本研究科に設置される選考委員会(5名の教員により構成)により行われ、同委員会は、「教育職員選考基準規程」に基づいて審査し、その結果を法務研究科委員会に報告する。法務研究科委員会は、その報告を受け候補者の選定を行い、法務研究科委員長が選定結果を学長に報告する。学長はその報告を大学院委員会の議に付し、承認を得なければならない。

昇任は、教育職員任用のための選考手続に準じて行う。これを具体化するものとして、本研究科には、「神奈川大学大学院法務研究科専任教員の昇任に関する申し合わせ」及び「神奈川大学大学院法務研究科専任教員兼法学部専任教員の昇任に関する申し合わせ」があり、後者は、「専門職」附則2に鑑み、2013(平成25)年度までに限って適用される(この申し合わせにより、兼任教員が昇任候補者となる場合は、本研究科に選考委員会を設け、その構成は本研究科及び法学部から各1名以上とする。選考委員会は、審査結果を法学部教授会に報告し、意見を求める。本研究科委員会は、選考委員会からの報告を受けるとともに、法学部教授会の意見を参考に選考を行う)。他方で、本研究科のみの専任教員が昇任候補者となる場合は、本研究科に設けられる選考委員会が「教育職員選考基準規程」に基づき審査し、その結果報告を受けて本研究科委員会が選考を行う。

解職は、「就業規則」第34条により、精神又は身体の障害のため職務を遂行できないとき、禁固以上の刑に処せられたとき、その他本法人のやむを得ない業務上の都合によるとき、のいずれかに該当する場合に行われることがある。

2 実務家教員

実務家専任教員の募集、採用、昇任は、「専門職大学院実務家教員任用規程」に基づき、「教育職員任用規程」を準用して行うが、採用にあたり法務研究科委員会が公募の必要がないと認めるときはこの限りでない。実務家教員の任期は3年以内であるが、教育課程編成上の必要があると認める場合は任期の更新ができる。「専門職大学院実務家教員任用規程」を具体化するものとして、本研究科には「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ」があり、同申し合わせにより、候補者の公募を行う場合はインターネット及び横浜弁護士会等を通じて行い、選考委員会は3~5名の構成とする。

一方、同規程第16条は、私傷病による欠勤が引き続き6ヶ月を超えたとき、健康上の理由により職務を遂行できないとき、本学の名誉を著しく傷つける行為があったときなど、7つの事

由のいずれかに該当するときに実務家教員との契約を解除すると定めている。

3 非常勤講師

非常勤講師の任用については、「神奈川大学非常勤講師任用規程」が定める。非常勤講師の任用は法務研究科委員会及び大学院委員会の議を経て行う。任用期間は1年であるが、教育課程編成上の必要があると認めたときは任用を更新できる。非常勤講師は、本学の名誉を著しく傷つける行為を行ったときなどに解任される場合があることが、同任用規程に定められている。解任は、法務研究科委員会及び大学院委員会の議を経て行う。

(添付資料 3-1「教育職員任用規程」、添付資料 3-2「教育職員選考基準規程」、添付資料 3-10「神奈川大学大学院法務研究科専任教員の昇任に関する申し合わせ」、添付資料 3-11「神奈川大学大学院法務研究科専任教員兼法学部専任教員の昇任に関する申し合わせ」、添付資料 3-5「就業規則」第34条、添付資料 3-4「専門職大学院実務家教員任用規程」、添付資料 3-12「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ」、添付資料 3-9「神奈川大学非常勤講師任用規程」)

3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。

上述した実務家教員任用手続に従い、2010年4月1日付けで澤田久代・鈴木義仁両教授を採用し、同時に仁平正夫教授(2007年4月1日付け採用)については、教育課程編成上の必要があると認め任期をさらに3年延長した。また、同様の手続により、前任者の任期中の自己都合退職にともなう人事として2011年10月1日付けで中村俊規教授を採用した。さらに、研究者教員については、2011年4月1日付けで木下崇准教授を採用した。いずれも関係規程に則り、法務研究科委員会の責任において適切に行われている。

(教員の教育研究条件)

3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲(多くとも年間30単位相当。みなし専任教員は15単位相当を上限とする。)となっているか。

現状は次のとおりであり、実務家みなし専任教員1名(鈴木義仁教授)が15単位相当とされる適正範囲を若干超えているが、今年度の特殊事情として法学部の授業2単位を担当しているためである。これについては、2013年度は解消する予定である。

職名	教員氏名	前 期				後 期				年間 合計
		法務	修士・ 博士	学部	合計	法務	修士・ 博士	学部	合計	
教授	安達和志	8	0	0	8	6.6	0	0	6.6	14.6
教授	阿部浩己	4	4	0	8	4	6	2	12	20
教授	栗田陸雄	6	0	0	6	10	0	0	10	16
教授	近藤和哉	6	0	0	6	10	0	0	10	16
教授	鶴藤倫道	10	0	0	10	14	0	0.8	14.8	24.8
教授	丸山 茂	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教授	矢口俊昭	6	0	0	6	8	0	0	8	14
准教授	木下 崇	8	0	0	8	8	0	0	8	16
教授	田口 勉	6	2	0	8	14	0	0	14	22
教授	中村壽宏	8	0	2	10	12	2	3	17	27
准教授	公文孝佳	6	0	8	14	2	2	8	12	26
教授	仁平正夫*	12	0	0	12	16	0	0	16	28
教授	澤田久代※	8	0	0	8	8	0	0	8	16
教授	鈴木義仁※	8	0	0	8	8	0	2	10	18
教授	中村俊規※	8	0	0	8	6	0	0	6	14

注1 表中の数字は単位数を示す

注2 *印は実務家専任教員、※印は実務家みなし専任教員を示す

3-15 研究専念期間制度(サバティカル・リーヴ)等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。

本学「サバティカル制度規程」により、専任教員は継続して満7年間勤務するごとにサバティカル制度の適用を申請できる(期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間であるが、希望により前期又は後期のみを選ぶことができる)。本研究科では、丸山茂教授が2012年度のサバティカル取得中である。また、満3年以上専任教員として在籍する等の条件を満たした者は本学「在外研究員規程」により長期(6ヶ月以上1年以内)又は短期(3ヶ月以内)の在外研究員を申請することができる。満2年以上専任教員として在籍した者は、本学「国内研究員規程」により、1年間又は半年間の国内研究員を申請することができる。本研究科では、阿部浩己教授が2004年度後期の在外研究員(短期)、公文孝佳准教授が2011年度の在外研究員(長期)に選定された。

3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。

「教員研究費使用規程」2条により、本学専任教員一人につき個人研究費30万円が毎年度支給されている。また本研究科専任教員は、大学付属研究所である法学研究所の所員として、同研究所予算に基づく研究費(2012年度は一人につき16万円)を支給されている。

(人的補助体制)

3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。

教育に資する人的な補助体制として、1号館(大学の主要な事務部局が集中する棟)にある学修進路支援部第一部(教務)学部大学院課の法務研究科担当2名(主・副担当)の専任職員が研究科委員会運営、予算執行、履修・成績管理業務を行っている(2012年11月より1名増員され、3名体制となった)。また、24号館(法科大学院棟)には、教員の授業実施、学生指導等の支援を中心に行うため1名の契約職員、本研究科の特色である授業支援e-Learningシステムのコンテンツ作成などの管理業務を行うため1名の派遣職員(IT専門)、さらに本研究科図書室の管理・運営のため5名の業務委託職員(シフト勤務)を配置している。

他方、研究に資する人的な補助体制については、従来は学長室所管であったが、2010年度に全学的事務組織として研究支援部研究支援課が25号館に設置され、科研費をはじめ各種の研究補助金・助成金の申請等に関する支援業務を行うようになった。

(教育研究の評価と教育方法の改善)

3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。

本学では、大学に所属する全教員を対象とする「業績システム」データベースが稼働しており、本研究科の専任教員も教育研究業績を各自ここに記録している。本研究科独自の取組みとして、2008年度に創刊した紀要『神奈川ロージャーナル』(年1~2回発行)に専任教員の論説、判例評釈等を掲載するほか、「専任教員の研究・社会活動報告」欄を常設して、専任教員の最近の研究活動状況が分かるようにしている。

他方、本研究科において、専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する組織的・具体的な取組みは必ずしも十分に行われているとはいえない(9-1参照)。

(特色ある取組み)

3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。

地域密着型法曹養成という教育目標を実現するため、実務家教員と研究者教員がペアで「リーガルクリニック」を担当し、地域で生じている諸問題に直に接する機会を設けている。また、自治体法務及び国際人権法務についての理解を深めるため、本学法学研究所「地方自治センター」及び「国際人権センター」と連携し、両センターのスタッフである本研究科教員と法学部教員とが協働して講演会やスタッフセミナーなどの事業を展開している。

[点検・評価(長所と問題点)] (「評価の視点」3-1から3-19)

1 専攻に限り専任教員として取り扱われる点について、2012年10月1日以降、専任教員のうちなお2名が法学部専任教員の必要数に算入されており、この状態を2013年度までに解消す

る必要がある。

法律基本科目の科目ごとの専任教員の配置については、憲法、行政法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について必要教員数を確保しているとともに、民法については必要教員数以上の専任教員が配置できている。

教員の年齢構成は、50歳代の教員を中心に、教育研究水準の維持とその活性化を図るうえでほぼバランスのとれた年齢構成になっている。教員の男女構成比率については、法学部所属の兼任教員に2名、非常勤講師に1名の女性教員がいるが、専任教員の中に占める女性教員の比率は十分とはいえない。

教員の募集・任免・昇格に関する規程は、適切な内容の基準・手続といえる。実際の運用も、これらの規程に基づき本研究科委員会の責任下に行われており、特段の問題はない。

授業担当時間については、実務家専任教員及びみなし専任教員の一部にやや過重な負担が生じているが、全体としては概ね教育の準備及び研究に配慮した適正範囲にある。なお、本学では、管理職等を除き、専任教員に対して一律に責任コマ数5コマ（年間平均毎週授業時間数：10時間）の授業担当が義務づけられているが、本研究科専任教員の一部につき、教育課程編成上の制約からこれを充足できない者がいる。

（添付資料3-7「教育職員授業担当規程」、添付資料11-11「給与規程」第29条第2項、「法科大学院基礎データ」表7・9）

研究専念期間制度等の保障については、サバティカルや在外研究員など研究に専念できる機会自体は制度上保障されている。ただし、小規模な法科大学院で当該期間中の代替教員を確保することは容易でなく、これらの制度を実際に活用するには大きな困難がある。

教員研究費は、所定の手続に従い、本研究科専任教員にも適切に配分されている。

教育研究に資する人的補助体制の整備については、事務職員は、講義室・演習室等の管理及び教材印刷等の業務をはじめ、学生及び教員への日常的な対応を誠実に担っており、教育に資する補助体制は概ね適切と評価できる。研究面での補助体制は全学的には整備されつつあるものの、教員個人に対するきめ細かなサポートは必ずしも十分でない。また、専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法も整備されているとはいえない。

特色ある取組みについては、リーガルクリニックを通じ地域で生きる人間の息吹を感じることが、研究者教員にとっても教育目標の達成に向け意識を高める重要な一因になっている。また、法学研究所「地方自治センター」及び「国際人権センター」との連携では、これまで障がい者の人権、人身売買、国籍・難民問題、まちづくり行政法務など様々なテーマでセミナー、講演会等を実現してきているが、こうした企画の構想・実施を通して本研究科の教育理念が教員組織内に強く刻印されてきたと評価できる。

[将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」3-1から3-19）

本研究科と法学部、法学研究科の3者間で教員人事等を相互連携のもと円滑に進めるため、法学系学部・大学院協議会を設置しており、専任（兼担）教員の解消問題については、同協議会において2013年度中の解消を目指して協議を進めている。また、同協議会では、今後とも本研究科専任教員の後継者の養成・補充等についても検討していく予定である。

教員の構成については、現在のような年齢構成を維持できるよう、定年や契約期間の満了等による専任教員の交代の際には引き続き年齢を十分に考慮した人事を行う。また、専任教員及び非常勤講師の採用にあたり、教員の男女比率を十分に考慮に入れる。

授業担当時間については、学部を念頭において定められた大学専任教員への責任コマ数5コマの一律義務づけ（「教育職員授業担当規程」）は、法科大学院の教育課程と授業負担の実情に沿わないため、責任コマ数の取扱いの適正化を求めていく。

研究専念期間制度等の保障は、教員組織を健全に保つために不可欠との認識のもとに、教員の補充・代替などについて法学部との制度的連携を強化する等の諸施策をとることで、専任教員の研究専念機会確保に向けて現実的な支障を取り除いていく。

人的補助体制については、将来的には法科大学院関係事務を専従で処理する法科大学院事務課（仮称）の設置を目指しつつ、当面、教育と研究の両面における人的補助体制のさらなる拡充を図っていく。

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する一環として、本学の業績システムによってとりまとめられている教員の教育実績・研究業績について、本研究科が独自にこれを把握し、そ

れをホームページにおいて公開する（9 - 2参照）。

本研究科の特色をさらに深めるために、法学研究所「地方自治センター」及び「国際人権センター」との連携を拡充し、両センターの日常的業務と法科大学院の事業との関係を密にしていく。また、地元自治体や、人権問題等に関わる市民団体との人的あるいは情報面での交流を深めることで、リーガルクリニックの強化を図る。